

コスモスは行政書士の徽章となっており、それは「調和と真心」を表出しています。この調和という精神こそ、震災や原発事故から復興しようとしている日本人に大切なのではないのでしょうか？

本年をもって行政書士制度の確立（行政書士法制定）60年という節目となりました。行政書士が社会貢献できるシーンはますます拡大していると思います。

7月1日に行政書士3年生となりました。若輩という言葉に甘えることなく、引き締めて業務研鑽に励みたいところです。



ペット法務を考える

最近、ペットの法律問題が急増し、愛護動物とうまく共生していくには、ルールをきちんと知っていなければならないと思われ
ます。もはや単に「かわいい」からペットを飼うという意識では済まないのです。

ペット飼育者の責任としては、民法718条の動物の占有者の責任、あるいは動物愛護管理法、東京都ならば動物愛護管理条例などがあります。例えば現在ではかなり減りましたが、ワンちゃんをノーリードで散歩させることは、完全に都条例9条違反です。犬の飼い主の遵守事項として「犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して移動させ、又は運動」と明記されています。お散歩仲間で放し飼いにしている人がいたら、どうぞ都条例9条に基づいて大いに注意して下さい！ 万一、咬傷事故が発生したら、24時間以内に知事に届け出、48時間以内に狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させなければならない、と同条例42条にはあります。動物愛護管理法では飼育者による虐待について罰則を設けています。「自分の犬だからどう躡しようが勝手だ」という理屈は通りません。場合によっては保健所の職員が飛んでくることも考えられます。

売買トラブルとしては、血統書付きということで購入したが血統書がなかなか送られてこない、という話をよく聞きます。それはJKC（社団法人ジャパンケネルクラブ）で管理しており、申請してから3～6月かかるのでともかく待ってみましょう。販売時にはペットショップ等に動物販売時説明書による説明、交付が義務付けられています。また「当店では販売後の一切の責任を負いかねます」といわれる全部無効を記載した契約書は無効です（消費者契約法）。



今回はごく数例を挙げただけですが、ペットを飼っている皆さんは、いたずらに愛護精神だけではなく適正な取扱いが大事であることを忘れないで下さい。最低限の知識と愛護環境が必要ですし、行政書士によっては「ペットを飼うことを資格制にすべきである」とさえ断言している人もいます。

相続講義特集（7）遺留分

（前号よりつづき、平成22年10月3日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）
さて皆さん、遺留分という言葉を知っている人はいますでしょうか？ 先に説明した法定相続分と同じぐらい重要なことです。

私は相続案件のお客様に説明する時、「それは最低限の取り分なのです」とよく言います。

レジュメに、「財産自由処分権の限界規定として、一定の範囲の相続人に残さなければならない相続財産の一定割合をさす」と書いてありますね。何でこんな制度が民法上であるのでしょうか？ それは、残された遺族の生活が困らないようにしてあげるためなんですね。

具体例を上げます。被相続人である夫がいて、妻と実子（嫡出子）がいたが、実はよそで愛人をかこっていて隠し子がいました。しかも隠し子は認知までされていまして、非嫡出子でございました、という例です。ここで夫はすごい遺言を書いていて（笑）、なんと全財産を非嫡出子に相続させる、と書かれてあったのですね！

私が先刻、残された遺族の生活が困窮しないようにするための制度、と申し上げたのはこの点です。奥さんと実子はこんなことをされたら、1円も相続できず今後の生活に困ってしまいます。そこで妻は非嫡出子に対して、実子（嫡出子）は非嫡出子に対して遺留分を請求することになります。

これを「遺留分減殺請求権」といいます。

※この単語を板書し、「いりゅうぶんげんさい」とルビをふった。

これは通常、内容証明郵便ででき、我々行政書士の業務になったりします。遺留分減殺請求された側が、それを不満に思うのなら、異議申立ての内容証明郵便を発送することもあります。減殺請求は相続開始から1年以内と決まっています。

さて妻なり、実子なりは、今回非嫡出子に対してどれぐらい遺留分請求できるのでしょうか？

今回の講義では、簡単に「法定相続分の半分」と覚えておきましょう（例外もあり）。

今回の相続人関係によれば、妻の法定相続分は $1/2$ 、嫡出子は $1/3$ でしたね（ちなみに非嫡出子の法定相続分は $1/6$ ）。その半分となると、妻は $1/4$ 、嫡出子は $1/6$ を遺留分減殺請求できることになります。

※ここでホワイトボードに家系図を図示していたが、黒のマジックで法定相続分を、赤のマジックで遺留分の割合を書いた。

こういった遺言でも侵害されることのない相続分、最低限の取り分としての遺留分を今回は覚えて下さい。

ちなみに第3順位の人たち、すなわち兄弟姉妹、甥・姪などは遺留分が認められていません。子どものない夫婦で、被相続人である夫が「全財産を妻に相続させる」と遺言で書いた場合、兄弟姉妹や甥・姪は遺留分請求できないのです。

（次号につづく）

相続で知っておくとちょっと便利な話(14)

先の東日本大震災の被災者である相続人のために、「相続放棄等の熟慮期間を延長する法律（特例法）」が6月21日に成立・施行されています。

前提を説明しますと、相続放棄・単純承認・限定承認（プラスの財産の範囲内で相続すること）を選択する期間をいわゆる「熟慮期間」としています。民法によればそれは、「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月間」となっていますから、大多数の人にとっては、相続人の死亡事実を知ったときから3ヶ月間と解釈しても宜しいでしょう。

特例法は、相続人が被災者である場合、被災による生活の混乱のため、相続放棄や限定承認の選択をし、あるいは管轄の家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすることが困難であることを予想した上での制定です。適用の市町村区域は指定されているようですが、場合によっては区域外であっても、被災者として上記のような困難が証明されれば特例法の適用はありえます。

特例法では、そのような被災者の熟慮期間を本年11月30日まで延長してくれています。しかしそれでもなお放棄や承認を決めかねる方がきつとおられるでしょう。その場合は、事前に家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立てをすべきですし、身近な相続の専門家に相談するのもよいでしょう。

この件に関しては、下記の相談窓口が設置されています。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（PHS・IP電話からは03-6745-5600）

富田事務所が伝授する生活の知恵（2）

皆さん、富田事務所では冷蔵庫をどこに設置していると思いますか？

それは何と浴室です！ 入居しているタグチコーポに浴室があることは知っていましたが、開業以来2年間、シャワーを含めてただの1度たりとも使用したことはありませんでした。しかもただの物置として乱雑になるだけ・・・何とか活用できないものかしら？

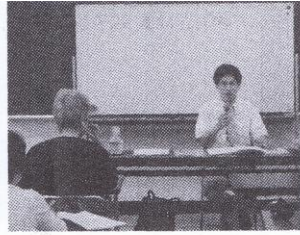
開業初期の頃に使用していた小さな応接テーブル。それを組み立てし、半分の面積を風呂桶に突っ込むようにセットします。すると洗い場と段差が生ずるので書籍等でそれを埋め、しっかり固定します。冷蔵庫は50cm立法体ぐらいで、風呂桶の真上のスペースに難なく乗せられました。さらに上に電子レンジも乗せます。

さて電源はどうやってとるか？ 富田事務所台所の直上の換気扇のところのコンセントから、延長コードを天井縁づたいに這わせませます。幸い浴室扉の上部はやや隙間がありましたので、新たに穴をこじ開けずコードを通したとしても、無理なく開閉できます。延長コードを這わせる作業は父が協力してくれました。

あとはお客様の目の前で浴室から飲み物を出すのを咎められないか(笑)、という感情的な問題(?)はありましたが、今のところ大丈夫のようです。「変わった事務所だなあ～」と思われているのでしょうかね。冷蔵庫もレンジも使用時以外はコンセントから外すよう励行しています。個人事務所を経営している皆さん、富田式省スペースをぜひ真似してみてくださいはいかがでしょうか。

富田氏が川口市で法律講座

行政書士の富田賢氏(赤羽2)は4日と18日、



川口市立芝北公民館で「くらしの法律講座」を開催した。同公民館の主催で、テーマは「相続・遺言のイロハ」。

各2時間、資料を使って事例、各種判例を解説(写真)。参加者はメモを取るなど熱心に聴講。全員で自筆証書遺言も作成した。

終了後、活発な質疑応答もあり、30代の男性は「講義は大変分かりやすく参考になった。実際に

遺言を書いてみて、ずいぶん遺言のイメージが変わらんだ」と感想を述べた。

富田氏は川口市の人材バンク制度に講師登録しており、10月にも相続・遺言・成年後見制度・人権問題について4回にわたり、講義する。

▲都北新聞 平成23年6月26日号 より

6月開催、川口市立芝北公民館「くらしの法律講座」の講義模様が掲載されました。

富田事務所の今後の講師日程

★「転ばぬ先の杖！今から考える老い支度講座」

【日時】①10月9日(日) ②16日(日) ③22日(土) ④23日(日)

※すべて午前10時から正午まで

【内容】①相続 ②遺言 ③任意後見制度 ④人権問題

【会場】川口市立芝富士公民館 ホール

川口市芝富士1-27-1 電話 048-265-6211

【申込み受付】9月6日(火)から窓口・電話にて

★「長寿お元気学級(第7回)」

【日時】11月24日(木) 午後2時から(1時間程度)

【内容】遺言書の書き方

【会場】川口市立上青木公民館 会議室3号

川口市上青木3-1-37 電話 048-265-6411

※いずれも川口市民対象ですが、市外在住でご興味のある方は富田事務所にお問い合わせください(電話 03-3901-2153)。

平成23年9月7日発行(不定期発行) 第23号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

相続・遺言、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

行政書士 富田

検索